

# 出水市のペット同行避難について

## 1 同行避難の定義

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所まで避難することであり、ペットと共に移動を伴う避難行動を意味する。

なお、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。（「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省））

## 2 同行避難の前提

(1) 大規模震災、大型で非常に強いレベルの台風、浸水・土砂災害により長期避難せざるを得ない場合（3日以上、連続した避難等）を対象とし、短期の大雨警報・台風等に伴う避難を除きます。

ただし、緊急の浸水被害など、ペットも被災することが予測される場合は、災害対策本部の判断により対象とします。

(2) 避難者の中には、動物嫌いやアレルギー体質（毛、異臭等）及び吠える等の騒音に敏感な方がいらっしゃる場合もあるため、避難所内で飼い主とペットの同室での避難はできませんのでペットは避難者とは別の離れた場所での避難となります。

ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬などの身体障がい者補助犬は、ペットでなく、「身体障がい者補助犬法」により、身体障がい者が公共的施設を利用する場合に同伴が認められており、訓練を受けているので、居室部分への同伴が可能です。

## 3 対象動物

(1) 家庭動物のうち、犬、猫やウサギなどの小型の哺乳類と鳥類などです。

ただし、特定動物（※1）や特定外来生物（※2）に指定された動物、これらに類する動物は含みません。

※1： 動物愛護管理法の特定動物リストに示された動物

※2： 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき規制される生物

(2) 対象外とする動物

ア 大きな声で吠える・鳴く、癡猛または強い毒性を持つなどの危険動物

イ 臭いを発するもの及び衛生管理が困難な動物

ウ 特別な設備・管理が必要となる動物

(3) 猟犬、闘犬等、人に畏怖感を与える可能性がある犬種は対象外とします。

具体的な犬種については、個別にお問い合わせください。

(4) ペットショップ、ブリーダー等、利益目的で保有する動物は対象外とします。

## 4 同行避難の受入れ条件

(1) 飼い主による自助が基本であり平時から、下記事項について飼い主が対策を講じていることが条件となります。

ア しつけ（ケージ内飼育が可能、不要に吠えない、飼い主の指示に従う等）ができてきていること。

イ ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップ等）ができてきていること。

ウ 異臭防止のためのケアができてきていること。（公衆衛生上の常識）

- エ 狂犬病予防注射済証を提示できること。
- オ 混合ワクチンの予防接種証明書を提示できること。
- カ ノミ・ダニ等の外部寄生虫の駆除ができていること。
- (2) 飼い主による備蓄品等の準備・持ち込み
  - ア ペットフード・水（5日分が目安）
  - イ ペット用消耗品
    - 排泄物処理用品（猫砂、尿取りシート、ビニール）、ウェットタオル、おもちゃ、養生テープ、油性ペン
  - ウ 備品（ケージ・キャリングバック、首輪・リード）等
- (3) ゴミ（糞尿及び排泄処置後のゴミを含む。）は、飼い主が責任をもって名前を書いた専用のバケツやポリ袋等を用いて居住スペースに持ち込まず、指定された場所で保管し、必ず持ち帰るとともに、排泄後の清掃をすること。
- (4) 飼養場所の衛生管理
  - ア 飼い主が排泄の処理及びケージ等の清掃等に従事する際は、毛や外部寄生虫予防のため、ペットの世話用の服装（エプロン・スリッパ等）に着替えること。
  - イ ペットの世話終了時は、手洗い・うがいをすること。
- (5) 飼養場所の自主管理
  - ア 避難してきたペット同士や飼い主同士のトラブルは当事者間で解決すること。
  - イ その他については避難の状況により、飼い主間の互助組織「飼い主の会（仮称）」を立ち上げ自主管理規則を作成し・実行すること。

## 5 避難形態の啓発

- (1) 自宅が安全な場合は**在宅避難**、親戚・知人・友人宅が安全な場合は**縁故避難**を検討する。
- (2) (1)以外の方は、**ペット同行避難専用の指定緊急避難場所**へ避難する。
- (3) **3日以内の短期間の場合**は自助の責任で、**ペットの在宅避難**、避難所以外のペットの避難先（友人・知人宅）やペットの預け先（ペットホテル等）を確保する。

## 6 ペット同行避難専用の指定緊急避難場所

今後の災害等に備え、災害種別・災害の程度等に応じて検討してまいります。  
開設する際は、その時の状況に応じて、開設する避難所を決定し、防災行政無線市ホームページ等により、お知らせします。

※ この記事は、環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」を参考に、鹿児島県出水地区獣医師会に助言をいただき、協議したうえで作成しております。

（くらし安心課）

詳しい内容については「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）」をご覧ください。

